

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間  
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 固定局の予備免許中における工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者が、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 2 総務大臣は、無線局の予備免許の際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の予備免許を取り消さなければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 4 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。

[2] 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して  A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）の免許の有効期間は、 B とする。
- ③ 固定局の免許の有効期間は、 A とする。
- ④ 再免許の申請は、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、固定局にあつては免許の有効期間満了前  C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ⑤ ④にかかわらず、免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	1箇月以上1年
2	5年	当該周波数の使用が可能な期間	3箇月以上6箇月
3	2年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	3箇月以上6箇月
4	2年	当該周波数の使用が可能な期間	1箇月以上1年

[3] 「無給電中継装置」の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。
- 2 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であつて、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

[4] 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り  A  によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り  B  によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る  C  によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度又は湿度の変化	気圧の変化
2 外囲の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
3 電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃
4 外囲の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化

[5] 次に掲げる事項のうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すものがないこと。
- 2 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 3 満足な指向特性が得られること。
- 4 整合が十分であること。

[6] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。
  - (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  A  を経過しない者であること。
  - (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により  B  され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
  - (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が  C  に満たない者であること。

	A	B	C
1	1年	無線設備の操作の範囲を制限	3箇月
2	2年	無線設備の操作の範囲を制限	6箇月
3	2年	業務に従事することを停止	3箇月
4	1年	業務に従事することを停止	6箇月

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第52条及び第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は  A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信  
(6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 B は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信
2 通信の相手方若しくは通信事項	識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 通信事項	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 通信事項	識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信

[8] 次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務の通信を行う無線局を除く。）がその免許状に記載された目的等にかかわらず運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の規正に関する通信
- 2 免許人以外の者のために行う通信
- 3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 4 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信

[9] 無線従事者の免許の取消し等に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作の範囲を制限することができる。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

[10] 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が行うことができる処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に  A を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに  B しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の  A を命じたとき、②の申出があったときは、 C ことができる。

A	B	C
1 電波の発射の停止	当該無線局に対してその旨を通知	免許人に対し、文書により報告を求める
2 運用の停止	①の停止を解除	免許人に対し、文書により報告を求める
3 電波の発射の停止	①の停止を解除	その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させる
4 運用の停止	当該無線局に対してその旨を通知	その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させる

[11] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が  A においては、人命の救助、災害の救援、 B の確保又は秩序の維持のために必要な通信を  C に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①により  C に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある場合	電力の供給	電気通信事業者
2 発生した場合	電力の供給	無線局
3 発生した場合	交通通信	電気通信事業者
4 発生し、又は発生するおそれがある場合	交通通信	無線局

[12] 無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、1箇月以内に旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。
- 2 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、速やかに旧免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。